

平成 26 年 2 月 1 日

各位

前橋市立南橋中学校
施設利用運営委員会
会長 横山 充利

平成 26 年度南橋中学校施設開放利用について（お知らせ）

このことについて適正な運営を図るため、南橋中学校施設の利用を希望される方の事前申請・調整を行います。今まで利用していた団体に限らず以下の条件を満たし利用規約を承認できる団体であれば利用できますので、以下の要項をよくご確認のうえ手続き下さい。

「学校施設開放に関する要項」

1 利用できる団体

【前橋市立学校の施設の利用に関する規則抜粋】

第 4 条 学校施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内の公共的団体及びこれに準ずる団体
- (2) 10人以上で構成する団体でその過半数が当該学校の通学区域に在住し、
在勤し、又は在学しているもの
- (3) その他教育長が特に必要があると認めた団体

2 利用できる時間 午後 7:00 ～ 午後 9:00

3 利用できる場所 南橋中学校（ 武道場 体育館 校庭 ）

4 利用手続き ① 3 月 7 日（金）までに、団体名簿を提出。
※氏名・住所・連絡先・勤務先・代表者がわかるもの。（できるだけ
学校 HP から形式をダウンロードして下さい。）
※希望する曜日・場所等を名簿に記入して下さい。
※来校時に「学校施設利用団体登録申請書」「会議開催要項」配布。

② 3 月 14 日（金） 学校施設開放説明・調整会議に出席。
※記入した「学校施設利用団体登録申請書」を提出
※希望団体同士で利用日や場所の調整。
※「学校施設利用申請書」「学校施設使用料免除申請書」配布。
※メールアドレス登録を依頼

③ 3 月 28 日（金）までに、「学校施設利用申請書」「学校施設使用料免除申請書」を提出。提出時に「利用許可書」を交付します。

5 その他 利用に際しては利用団体負担金（年間 1,000 円）がかかります。
4 の③の時にお支払い下さい。

【問い合わせ先】

前橋市立南橋中学校施設開放管理運営委員会事務局
担当・齊藤（将）／教頭・高橋
電話 231-5351
fax 231-5359